

## **[事案 29-197] 特約遡及付加請求**

・平成 30 年 3 月 20 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人より保険料払込免除特約の説明を受けていないこと等を理由に、同特約の付加によって免除されるべきであった保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 19 年 5 月に契約した医療保険について、以下の理由により、既払込保険料の一部を返還してほしい。

- (1) 被保険者（前契約者）は、募集人が保険料払込免除特約の説明をしなかったことにより、本特約の存在を知ることができず、契約時に付加することができなかった。
- (2) 平成 22 年 5 月頃、申立人は、本特約を付加したい旨を募集人に伝えたが、募集人より、本特約は本契約の締結時に発売されていないことから中途付加は出来ないと誤説明を受け、中途付加できなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保障内容について設計書等を用いて十分に説明し、被保険者は了解したうえで契約している。仮に本特約を提案・説明していなかったとしても不法行為は成立しない。
- (2) 契約後、被保険者ががんを発病するまで、申立人および被保険者から、本特約の中途付加についての照会や要望を受けておらず、誤った説明もしていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況および平成 22 年における本特約に関する申立人と募集人との交渉内容等を把握するため、申立人、被保険者および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人に契約時の説明義務違反または契約後の誤説明があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。